



県 章

# 三重県公報

平成29年5月30日（火）

第 2907 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)             | (題 名)                                                                          | (担当)               | (頁) |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------|-----|
| <b>規 則</b>       |                                                                                |                    |     |
| 54               | 三重県行政組織規則の一部を改正する規則                                                            | ( 総 務 課 )          | 3   |
| 55               | 三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則                                                        | ( 同 )              | 4   |
| 56               | 三重県立小児心療センターあすなろ学園条例施行規則第二条に規定する休診日の特例を定める規則を廃止する規則                            | ( 子 育 て 支 援 課 )    | 5   |
| <b>人 事 委 規 則</b> |                                                                                |                    |     |
|                  | 三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則                                       | ( 人 事 委 員 会 )      | 5   |
|                  | 三重県人事委員会規則7-6（給料表の適用範囲に関する規則）の一部を改正する規則                                        | ( 同 )              | 6   |
|                  | 三重県人事委員会規則7-12（職員の管理職手当に関する規則）の一部を改正する規則                                       | ( 同 )              | 6   |
|                  | 三重県人事委員会規則7-75（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則                                        | ( 同 )              | 7   |
|                  | 三重県人事委員会規則12-4（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則                                       | ( 同 )              | 7   |
|                  | 三重県人事委員会規則13-2（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則                                    | ( 同 )              | 8   |
| <b>告 示</b>       |                                                                                |                    |     |
| 365              | 生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定                                               | ( 地 域 福 祉 課 )      | 8   |
| 366              | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定 | ( 同 )              | 8   |
| 367              | 農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出                                              | ( 農産物安全・流通課 )      | 8   |
| 368              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 9   |
| 369              | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出                                                  | ( 中小企業・サービス産業振興課 ) | 9   |
| 370              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 10  |
| 371              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 11  |
| 372              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 12  |
| 373              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 14  |
| 374              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 15  |
| 375              | 同件                                                                             | ( 同 )              | 16  |
| <b>人 事 委 告 示</b> |                                                                                |                    |     |
| 4                | 労働基準法による適用事業所分類表の一部改正                                                          | ( 人 事 委 員 会 )      | 17  |
| <b>訓 令</b>       |                                                                                |                    |     |
| 5                | 三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令                                                   | ( 人 事 課 )          | 17  |
| <b>公 告</b>       |                                                                                |                    |     |

|                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 平成29年第1回三重県財政状況の公表     | ( 財 政 課 ) 19     |
| 土地改良区役員の退任及び就任の届出      | ( 農 地 調 整 課 ) 19 |
| 同件                     | ( 同 ) 19         |
| 同件                     | ( 同 ) 20         |
| 土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧 | ( 同 ) 21         |
| 開発行為に関する工事の完了          | ( 建 築 開 発 課 ) 21 |

## 規 則

三重県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県規則第五十四号

三重県行政組織規則の一部を改正する規則

三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「草の実リハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に、「小児心療センターあすなろ学園」を「削除」に改める。

第八条第七項第四号中「三重県情報公開審査会」を「三重県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項第五号を削る。

第九条第十六項第十五号中「の整備」を削り、同項中第十七号及び第十八号を削り、第十九号を第十七号とし、第二十号から第二十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十条第三項第十号中「草の実リハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とする。

第五十三条の三第二項第十号を削る。

第三章第五節第九款を次のように改める。

第九款 子ども心身発達医療センター

（名称及び位置）

第八十五条 三重県立子ども心身発達医療センター条例（平成二十八年三重県条例第四号）第一条に規定する三重県立子ども心身発達医療センターを管理する機関の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称               | 位 置 |
|-------------------|-----|
| 三重県立子ども心身発達医療センター | 津市  |

（部の設置及び分掌事務）

第八十六条 子ども心身発達医療センターに、次に掲げる部を置く。

- 一 管理部
- 二 医療部
- 三 看護部
- 四 発達総合支援部

2 管理部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 施設の管理運営及び事業執行の総括に関すること。
- 二 危機管理並びに広報及び広報に関すること。
- 三 経営改善に関すること。
- 四 職員の身分及び服務に関すること。
- 五 予算、経理及び決算に関すること。
- 六 財産の管理に関すること。
- 七 出納その他会計に関すること。
- 八 診療報酬の調定、収入及び請求に関すること。
- 九 院内保育所に関すること。
- 十 その他他部の所管に属しないこと。

3 医療部の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 診療に関すること。
- 二 患児及びその家族の療育相談に関すること。
- 三 医療に関する記録及び統計に関すること。
- 四 診療に伴う検査に関すること。
- 五 放射線機器等を用いた検査に関すること。
- 六 医薬品の調剤及び製剤に関すること。

- 七

薬剤服薬指導に関すること。
- 八

医薬品その他の薬物等の管理及び医薬品情報の管理に関すること。
- 九

給食及び嚥下調整食に関すること。
- 十

栄養相談及び指導に関すること。
- 十一

リハビリテーションに関すること。
- 十二

患児及びその家族の心理判定及び心理指導に関すること。
- 十三

デイケア及びショートケアに関すること。
- 4

看護部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一

患児の看護に関すること。
- 二

部内職員の配置に関すること。
- 三

看護に関する記録及び統計に関すること。
- 四

病床管理に関すること。
- 五

病室の保清に関すること。
- 六

診療棟及び病棟内物品（医療用のものに限る。）の管理に関すること。
- 七

医療安全に関すること。
- 5

発達総合支援部の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一

外来並びに入院（所）及び退院（所）事務に関すること。
- 二

関係機関等との連絡調整に関すること。
- 三

子どもの発達総合支援に係る相談に関すること。
- 四

子どもの発達総合支援に係る啓発に関すること。
- 五

外来及び入院（所）患児の生活指導に関すること。
- 六

外来及び入院（所）患児の保育に関すること。
- 七

外来及び入院（所）患児の療育に関すること。
- 八

地域療育支援に関すること。
- 九

子どもの発達総合支援に係る市町への支援に関すること。
- 十

在宅の重度心身障がい児（者）の療育に関すること。
- 十一

聴覚障がい児の療育支援に関すること。

第八十七条 削除

第三章第五節第十三款を次のように改める。

第十三款 削除

第九十八条から第一百一条まで 削除

第一百七条第三項中「あすなろ学園」を「子ども心身発達医療センター」に改め、「、室」を削る。

第一百十条第一項の表所長の項中「地域農業改良普及センター」の下に「及び子ども心身発達医療センター」を加え、同表園長の項中「及びあすなろ学園」を削り、同表副所長の項中「必要な所及びセンター」の下に「（子ども心身発達医療センターを除く。）」を加え、同表室長の項中「、水産研究所及びあすなろ学園」を「及び水産研究所」に改め、同表センター長の項中「地域農業改良普及センター」の下に「及び子ども心身発達医療センター」を加え、「農業改良普及に関する」を「センターの」に改め、同項の次に次の一項を加える。

|        |               |                                                              |
|--------|---------------|--------------------------------------------------------------|
| 副センター長 | 子ども心身発達医療センター | センターの総括事務についてセンター長を補佐して、部下職員を指揮監督し、センター長に事故があるときは、その職務を代理する。 |
|--------|---------------|--------------------------------------------------------------|

第一百十条第二項の表室長の項中「、水産研究所及びあすなろ学園」を「及び水産研究所」に改め、同表総看護師長の項を削り、同表看護師長の項及び副看護師長の項中「草の実リハビリテーションセンター及びあすなろ学園」を「子ども心身発達医療センター」に改め、同表医長の項中「あすなろ学園」を「子ども心身発達医療センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一戦略企画部情報公開課の表第一号の項中「第 46 条」を「第 30 条」に改め、同表第二号の項中「第 66 条」を「第 51 条」に改める。

別表第一健康福祉部障がい福祉課の表第五号の項中第四十四号を削り、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号から第六十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県立小児心療センターあすなろ学園条例施行規則第二条に規定する休診日の特例を定める規則を廃止する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三 重 県 知 事      鈴      木      英      敬

三重県規則第五十六号

三重県立小児心療センターあすなろ学園条例施行規則第二条に規定する休診日の特例を定める規則を廃止する規則

三重県立小児心療センターあすなろ学園条例施行規則第二条に規定する休診日の特例を定める規則（平成元年三重県規則第二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 規 則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長      竹      川      博      子

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七十四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第三第六号の項を次のように改める。

|                            |                                   |                           |    |                                 |
|----------------------------|-----------------------------------|---------------------------|----|---------------------------------|
| 六 条例第五条第一項第六号に規定する業務に従事する者 | 1 保育士並びに児童指導及び生活指導業務に従事する者        |                           | 月額 | 二三、二五〇円                         |
|                            | 2 医師                              |                           | 月額 | 一九、四五〇円<br>(センター長にあつては、二三、〇五〇円) |
|                            | 3 看護部長                            |                           | 月額 | 六、八五〇円                          |
|                            | 4 児童精神科業務に従事する看護師（看護部長を除く。）及び准看護師 | (1) 医療職(二三級、二級又は一級の職務にある者 | 月額 | 一七、三〇〇円                         |
|                            |                                   | (2) 医療職(二五級又は四級の職務にある者    | 月額 | 一四、七五〇円                         |
|                            |                                   | (3) 医療職(二六級の職務にある者        | 月額 | 九、七五〇円                          |
|                            |                                   |                           | 月額 | 九、七五〇円                          |

|                                                                            |                                   |             |
|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|
| 5<br>3 及び 4 に掲げる<br>者以外の看護師及び准<br>看護師                                      | (1) 医療職(三三級、二級<br>又は一級の職務にある<br>者 | 月 額 一五、六〇〇円 |
|                                                                            | (2) 医療職(三三級又は四<br>級の職務にある者        | 月 額 一三、〇五〇円 |
|                                                                            | (3) 医療職(三三級の職務<br>にある者            | 月 額 七、九五〇円  |
| 6 児童精神科業務に従事する作業療法士並びに介<br>助及び療育業務に従事する者                                   |                                   | 月 額 二一、一〇〇円 |
| 7 あん摩マッサージ指圧師、理学療法士、作業療<br>法士並びに摂食機能療法及び言語聴覚療法業務に<br>従事する言語聴覚士(6に掲げる者を除く。) |                                   | 月 額 一八、六〇〇円 |
| 8 病理細菌技術者(補助者を含む。)、ケースワ<br>ーカー、セラピスト、栄養士並びに食育業務及び<br>心理検査業務に従事する者          |                                   | 月 額 一八、五〇〇円 |
| 9 エックス線その他の放射線を取り扱うことを常<br>例とする者                                           |                                   | 月 額 一八、二〇〇円 |
| 10 薬剤師及び人事委員会が別に定める者                                                       |                                   | 月 額 一三、〇五〇円 |
| 11 児童に関する相談業務に従事する者                                                        |                                   | 日 額 六八〇円    |
| 12 1 から 11 までに掲げる者以外の者で患者等に<br>接するもの                                       |                                   | 日 額 六一〇円    |

別表第三第七号の項中「のうち保健所等」及び「小児心療センターあすなろ学園及び」を削り、「を除く。）」に勤務するもの」を「に勤務する者を除く。）」に改め、同表第八号の項を削り、同表第九号の項を同表第八号の項とする。

附 則  
この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県人事委員会規則七―六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七―六(給料表の適用範囲に関する規則)の一部を次のように改正する。  
第三条中「草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、「小児心療センターあすなろ学園」を削る。  
第四条中「草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、「小児心療センターあすなろ学園」を削る。  
第五条中「草の実りハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改め、「小児心療センターあすなろ学園」を削る。  
附 則  
この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子  
三重県人事委員会規則七―一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七―一二(職員の管理職手当に関する規則)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「美術館長」を「美術館長  
子ども心身発達医療センター長」に、  
「草の実りハビリテーションセンター所長  
小児心療センターあすなろ学園長」を「こころの健康センター所長」に、  
「こころの健康センター所長」  
「草の実りハビリテーションセンターの管理部長、診療部  
長及び療育部長  
小児心療センターあすなろ学園の管理部長、医療部長及  
び総看護師長」  
「子ども心身発達医療センターの副センター長、管理部長  
、医療部長、看護部長及び発達総合支援部長」に改め、「ただし、小児心療センターあすなろ学園  
の室長を除く。」を削る。

## 附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の規定に基づき、三重  
県人事委員会規則七―七七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則七―七七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則七―七七五（等級別基準職務に関する規則）の一部を次のように改正する。  
別表イの表知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局、労働委員会事務  
局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局の項中  
「副園長  
室長（条例第17条の規定により管理職手当を支給される職以外の職にあるものに限る。）」を「副園長」に、  
「副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）」を  
「副所長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）  
副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職にあるものに限る。）」に、  
「副園長（困難な業務を行うものに限る。）  
室長（条例第17条の規定により管理職手当を支給される職以外の職で、困難な業務を行うも  
のに限る。）」  
「副園長（困難な業務を行うものに限る。）」に、  
「副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）」を  
「副所長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）  
副センター長（任用規則別表に規定する課長級の職で、困難な業務を行うものに限る。）」に改める。  
別表ニの表中「園長」を「センター長」に改める。  
別表ケの表を次のように改める。

## 〆 監察

## 附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、  
三重県人事委員会規則二―二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則二―二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則二―二一四（管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。  
別表第二中  
「一草の実りハビリテーションセンター 一 所長 部長 副参事 一」を  
「一子ども心身発達医療センター 一 センター長 副センター長 部長 副参事 一」に、

「ハコノ健康センター  
小児心療センターあすなろ学園  
ハコノ健康センター  
所長 副参事 専門監  
園長 部長 総看護師長 副参事  
所長 副参事 専門監  
」を  
」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

三重県人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一二一一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十九年五月三十日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

三重県人事委員会規則一二一一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則  
三重県人事委員会規則一二一一（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。  
第六条第一項第三号及び第四号中「小児心療センターあすなろ学園又は草の実リハビリテーションセンター」を「子ども心身発達医療センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年六月一日から施行する。

## 告 示

### 三重県告示第 365 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称          | 所在地            | 指定年月日            |
|--------|-----------------|----------------|------------------|
| 伊藤 彰洋  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |
| 岡田 大史  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |
| 藤井 重嘉  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |

### 三重県告示第 366 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

| 施術者の氏名 | 施術所の名称          | 所在地            | 指定年月日            |
|--------|-----------------|----------------|------------------|
| 伊藤 彰洋  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |
| 岡田 大史  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |
| 藤井 重嘉  | こたつアスリート接骨院・鍼灸院 | 四日市市富田一色町 9-10 | 平成 29 年 4 月 27 日 |

### 三重県告示第 367 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

平成29年5月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成13年6月22日 第1号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称        | 代表者の氏名        | 主たる事務所の所在地 |
|-----------|---------------|------------|
| 津安芸農業協同組合 | 代表理事理事長 高村 憲治 | 津市一色町211番地 |

3 変更内容

農産物検査員の追加

| 氏名    | 住所              | 農産物の種類              | 証明書番号    |
|-------|-----------------|---------------------|----------|
| 平澤 利幸 | 津市河芸町北黒田562     | もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆 | K2429066 |
| 松井 航平 | 津市河芸町上野1168-123 | もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆 | K2429067 |

三重県告示第368号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

平成29年5月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成15年6月18日 第17号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

| 名称        | 代表者の氏名      | 主たる事務所の所在地   |
|-----------|-------------|--------------|
| 三重北農業協同組合 | 代表理事組合長 萩 隆 | 四日市市浜田町4番20号 |

3 変更内容

農産物検査員の追加

| 氏名     | 住所               | 農産物の種類         | 証明書番号    |
|--------|------------------|----------------|----------|
| 渡辺 孝裕  | いなべ市北勢町平野新田398-1 | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 | K2429063 |
| 伊藤 裕一  | 四日市市西村町3877      | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 | K2429064 |
| 久保田 啓佑 | 鈴鹿市下大久保町1298-4   | もみ、玄米、大麦、小麦、大豆 | K2429065 |

三重県告示第369号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年5月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ津北店  
津市一身田上津部田125番地の1

2 変更事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯                   |
|--------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |

(変更後)

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|--------|-----------|
| 荷さばき施設 | 24 時間     |

- 3 変更年月日  
平成 29 年 5 月 31 日
- 4 変更理由  
利便性向上のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 5 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 5 月 30 日から同年 10 月 2 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 370 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 5 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
SENO PARK 津 Bゾーン  
津市白塚町字九門久 454 ほか 11 筆及び鎌田 3925-1 ほか 14 筆並びに津市栗真小川町字大門 534 ほか 3 筆及び字沢 432-1 ほか 14 筆

### 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 名称       | 住所                  | 代表者の氏名 |
|----------|---------------------|--------|
| 西濃建設株式会社 | 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪 1159-8 | 宗宮 正和  |

(変更後)

| 名称       | 住所                   | 代表者の氏名 |
|----------|----------------------|--------|
| 西濃建設株式会社 | 岐阜県揖斐郡揖斐川町上ミ野 128 番地 | 笹田 哲夫  |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯         |
|----------|-------------------|
| 荷さばき施設 B | 午前 6 時から午後 10 時まで |
| 荷さばき施設 C | 午前 7 時から午後 8 時まで  |

|         |               |
|---------|---------------|
| 荷さばき施設D | 午前9時から午後10時まで |
| 荷さばき施設E |               |
| 荷さばき施設F |               |
| 荷さばき施設G |               |
| 荷さばき施設H |               |
| 荷さばき施設I |               |

(変更後)

| 荷さばき施設  | 荷さばき可能時間帯     |
|---------|---------------|
| 荷さばき施設B | 24時間          |
| 荷さばき施設C | 午前7時から午後8時まで  |
| 荷さばき施設D | 午前9時から午後10時まで |
| 荷さばき施設E |               |
| 荷さばき施設F |               |
| 荷さばき施設G |               |
| 荷さばき施設H |               |
| 荷さばき施設I |               |

- 3 変更年月日  
 2(1)住所 平成27年6月17日  
 2(1)代表者の氏名 平成28年10月1日  
 2(2) 平成29年5月31日
- 4 変更理由  
 2(1) 代表者及び住所変更のため  
 2(2) 利便性向上のため
- 5 届出の日  
 平成29年5月9日
- 6 届出等の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
 平成29年5月30日から同年10月2日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年5月30日

三 重 県 知 事    鈴   木   英   敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 マックスバリュ松阪中央ショッピングセンター  
 松阪市宮町字堂ノ後130ほか
- 2 変更事項  
 (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
 荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

| 荷さばき施設   | 面積                 | 位置    |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 74 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 113 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 合計       | 187 m <sup>2</sup> |       |

(変更後)

| 位置       | 位置                 |       |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 74 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 113 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 荷さばき施設 c | 63 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計       | 250 m <sup>2</sup> |       |

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |

(変更後)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |
| 荷さばき施設 c | 午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分まで |

## 3 変更年月日

平成 29 年 5 月 31 日

## 4 変更理由

利便性向上のため

## 5 届出の日

平成 29 年 5 月 9 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 5 月 30 日から同年 10 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 372 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 5 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鈴鹿江島ショッピングセンター

鈴鹿市江島町字鬼黒 247 番ほか

## 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称          | 住所                      | 代表者の氏名 |
|-------------|-------------------------|--------|
| ミスタージョン株式会社 | 安芸郡芸濃町大字北神山字谷奥 1287 番 3 | 高木 幹夫  |

(変更後)

| 名称      | 住所                | 代表者の氏名 |
|---------|-------------------|--------|
| 株式会社コメリ | 新潟県新潟市南区清水 4501-1 | 捧 雄一郎  |

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

|   | 名称            | 住所                      | 代表者の氏名 |
|---|---------------|-------------------------|--------|
| 1 | ミスタージョン株式会社   | 安芸郡芸濃町大字北神山字谷奥 1287 番 3 | 高木 幹夫  |
| 2 | マックスバリュ中部株式会社 | 松阪市大口町 185 番地の 1        | 中西 進   |

(変更後)

|   | 名称            | 住所                      | 代表者の氏名 |
|---|---------------|-------------------------|--------|
| 1 | 株式会社コメリ       | 新潟県新潟市南区清水 4501-1       | 捧 雄一郎  |
| 2 | マックスバリュ中部株式会社 | 愛知県名古屋市中区錦一丁目 18 番 22 号 | 鈴木 芳知  |

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

| 荷さばき施設   | 面積                 | 位置    |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 90 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 240 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 合計       | 330 m <sup>2</sup> |       |

(変更後)

| 荷さばき施設   | 面積                 | 位置    |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 90 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 240 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 荷さばき施設 c | 43 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計       | 373 m <sup>2</sup> |       |

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |

(変更後)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |
| 荷さばき施設 c | 午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分まで |

## 3 変更年月日

- 2(1) 平成 18 年 4 月 3 日  
 2(2)1 平成 18 年 4 月 3 日  
 2(2)2 平成 25 年 5 月 22 日  
 2(3)及び 2(4) 平成 29 年 5 月 31 日

## 4 変更理由

- 2(1) 吸収合併のため  
 2(2)1 吸収合併のため

- 2(2)2 小売業者の代表者変更及び本社移転のため  
 2(3)及び2(4) 利便性向上のため
- 5 届出の日  
 平成29年5月9日
- 6 届出等の縦覧場所  
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
 平成29年5月30日から同年10月2日まで  
 開庁日の午前9時から午後5時まで

### 三重県告示第373号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成29年5月30日

三 重 県 知 事    鈴   木   英   敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 岡田ウィングショッピングセンター  
 鈴鹿市岡田3丁目332番地4

#### 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

| 荷さばき施設  | 面積                   | 位置    |
|---------|----------------------|-------|
| 荷さばき施設A | 56.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設B | 56.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設C | 48.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計      | 160.0 m <sup>2</sup> |       |

(変更後)

| 荷さばき施設  | 面積                   | 位置    |
|---------|----------------------|-------|
| 荷さばき施設A | 56.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設B | 56.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設C | 48.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設D | 63.0 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計      | 223.0 m <sup>2</sup> |       |

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設  | 荷さばき可能時間帯           |
|---------|---------------------|
| 荷さばき施設A | 午前6時00分から午後10時00分まで |
| 荷さばき施設B |                     |
| 荷さばき施設C |                     |

(変更後)

| 荷さばき施設  | 荷さばき可能時間帯                   |
|---------|-----------------------------|
| 荷さばき施設A | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設B |                             |
| 荷さばき施設C |                             |
| 荷さばき施設D | 午前 6 時 00 分から午前 8 時 00 分まで  |

- 3 変更年月日  
平成 29 年 5 月 31 日
- 4 変更理由  
利便性向上のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 5 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 5 月 30 日から同年 10 月 2 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 374 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 5 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鈴鹿玉垣ショッピングセンター  
鈴鹿市北玉垣町字中野 801 番地ほか 60 筆

#### 2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

| 名称        | 住所             | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------|--------|
| 三交不動産株式会社 | 津市丸之内 9 番 18 号 | 森口 文生  |

(変更後)

| 名称        | 住所             | 代表者の氏名 |
|-----------|----------------|--------|
| 三交不動産株式会社 | 津市丸之内 9 番 18 号 | 高林 学   |

- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の面積及び位置

(変更前)

| 荷さばき施設   | 面積                 | 位置    |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 120 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 78 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計       | 198 m <sup>2</sup> |       |

(変更後)

| 荷さばき施設 | 面積 | 位置 |
|--------|----|----|
|--------|----|----|

|          |                    |       |
|----------|--------------------|-------|
| 荷さばき施設 a | 120 m <sup>2</sup> | 縦覧による |
| 荷さばき施設 b | 78 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 荷さばき施設 c | 63 m <sup>2</sup>  | 縦覧による |
| 合計       | 261 m <sup>2</sup> |       |

## (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |

(変更後)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 a | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 b |                             |
| 荷さばき施設 c | 午後 10 時 00 分から午前 6 時 00 分まで |

## 3 変更年月日

2(1) 平成 28 年 6 月 20 日

2(2)及び2(3) 平成 29 年 5 月 31 日

## 4 変更理由

2(1) 代表者変更のため

2(2)及び2(3) 利便性向上のため

## 5 届出の日

平成 29 年 5 月 9 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 5 月 30 日から同年 10 月 2 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 375 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

多気クリスタルタウンショッピングセンター

多気郡多気町大字仁田 725-2 ほか 122 筆

## 2 変更事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|--------|-----------|
|--------|-----------|

|          |                             |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 A | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 B |                             |
| 荷さばき施設 C |                             |
| 荷さばき施設 D |                             |
| 荷さばき施設 E |                             |

(変更後)

| 荷さばき施設   | 荷さばき可能時間帯                   |
|----------|-----------------------------|
| 荷さばき施設 A | 24 時間                       |
| 荷さばき施設 B | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで |
| 荷さばき施設 C |                             |
| 荷さばき施設 D |                             |
| 荷さばき施設 E |                             |

- 3 変更年月日  
平成 29 年 5 月 31 日
- 4 変更理由  
利便性向上のため
- 5 届出の日  
平成 29 年 5 月 9 日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成 29 年 5 月 30 日から同年 10 月 2 日まで  
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 人 事 委 告 示

### 三重県人事委員会告示第 4 号

労働基準法による適用事業所分類表（平成 11 年三重県人事委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正し、平成 29 年 6 月 1 日から施行します。

平成 29 年 5 月 30 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

表 13 の項中「草の実リハビリテーションセンター、こころの健康センター、小児心療センターあすなろ学園」を「子ども心身発達医療センター、こころの健康センター」に改める。

## 訓 令

### 三重県訓令第 5 号

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

三重県職員の被服等の貸与に関する訓令の一部を改正する訓令  
三重県職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和 53 年三重県訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表第4号の項第9号を次のように改める。

|                   |                                                 |                                                                |                       |                       |
|-------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| (9) 子ども心身発達医療センター | (1) 医師<br>薬剤師<br>診療エックス線技師<br>診療放射線技師<br>マッサージ師 | 白衣及び白ズボン<br>又は<br>トレーニングシャツ及び<br>トレーニングパンツ                     | 1<br>1                | 1<br>1                |
|                   | (2) 衛生検査技師<br>臨床検査技師                            | 白衣及び白ズボン<br>又は<br>トレーニングシャツ及び<br>トレーニングパンツ                     | 2<br>1                | 1<br>1                |
|                   | (3) 看護師<br>准看護師<br>(女性職員に限る。)                   | 白衣及び白ズボン<br>又は<br>トレーニングシャツ及び<br>トレーニングパンツ<br>又は<br>エプロン<br>白靴 | 2<br>1<br>2<br>2      | 1<br>1<br>1<br>1      |
|                   | (4) 看護師<br>准看護師<br>(男性職員に限る。)                   | 白衣及び白ズボン<br>又は<br>トレーニングシャツ及び<br>トレーニングパンツ<br>白靴               | 2<br>1<br>2           | 1<br>1<br>1           |
|                   | (5) 児童指導業務及び<br>生活指導業務に従事<br>する者                | 白衣<br>又は<br>トレーニングシャツ<br>白ズボン<br>又は<br>トレーニングパンツ<br>白靴         | 2<br>1<br>2<br>1<br>2 | 1<br>1<br>1<br>1<br>1 |
|                   | (6) 栄養士                                         | 白衣<br>又は<br>エプロン<br>帽子<br>ゴム長靴<br>又は<br>白靴                     | 2<br>2<br>1<br>1<br>1 | 1<br>1<br>1<br>3<br>3 |
|                   | (7) 事務を掌る職員                                     | トレーニングシャツ<br>又は<br>作業服(上)                                      | 1<br>1                | 2<br>2                |

別表の1の表第4号の項第12号を削る。

別表の2の表第3号の項第1号を次のように改める。

|               |                                  |                                                                |                  |                  |
|---------------|----------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------|------------------|
| 子ども心身発達医療センター | (1) 総務技術員<br>(自動車運転管理業務に従事する者)   | 作業服(上下)<br>又は<br>白衣<br>夏シャツ<br>ゴム長靴                            | 1<br>1<br>1<br>1 | 1<br>1<br>2<br>5 |
|               | (2) 福祉医療技術員<br>(介助・療育活動業務に従事する者) | 白衣及び白ズボン<br>又は<br>トレーニングシャツ及び<br>トレーニングパンツ<br>又は<br>エプロン<br>白靴 | 2<br>1<br>2<br>2 | 1<br>1<br>1<br>1 |
|               | (3) 福祉医療技術員<br>(食育業務に従事する者)      | 白衣及び白ズボン<br>帽子<br>白靴                                           | 2<br>1<br>1      | 1<br>1<br>1      |

別表の2の表第3号の項第2号を削る。

別表の備考中「草の実リハビリテーションセンター及び小児心療センターあすなろ学園」を「子ども心身発達医療センター」に改め、「0.5」とあるのは「1.5」と、」を削る。

附 則

この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

## 公 告

平成 29 年第 1 回三重県財政状況を別冊のとおり公表します。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事    鈴    木    英    敬

「別冊」は省略し、三重県総務部財政課、三重県情報公開・個人情報総合窓口、三重県議会図書室、各地域防災総合事務所及び各地域活性化局に備え置いて、一般の縦覧に供します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事    鈴    木    英    敬

朝熊土地改良区（伊勢市朝熊町 1188 番地）

退任理事

伊勢市朝熊町 1494 番地

〃    〃    1031 番地 6

〃    〃    1183 番地

〃    〃    2368 番地 6

〃    〃    1540 番地 1

〃    〃    1080 番地

〃    〃    1553 番地 15

〃    〃    1442 番地

森        義    孝

西 城    昌    美

西 野    博    美

西 井    信    之

岩 本        肇

西 城        勇

奥 村        朗

羽 根    洋    和

退任監事

伊勢市朝熊町 1193 番地

〃    〃    1557 番地

佐々木    安    男

後 藤    好    美

就任理事

伊勢市朝熊町 1080 番地

〃    〃    2368 番地 6

〃    〃    1031 番地 6

〃    〃    1553 番地 15

〃    〃    1183 番地

〃    〃    1442 番地

〃    〃    1553 番地 11

〃    〃    1445 番地

西 城        勇

西 井    信    之

西 城    昌    美

奥 村        朗

西 野    博    美

羽 根    洋    和

山 本    市    作

山 岡    幸    一

就任監事

伊勢市朝熊町 1494 番地

〃    〃    1193 番地

森        義    孝

佐々木    安    男

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事    鈴    木    英    敬

伊勢北部土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）

退任理事

伊勢市植山町 66 番地 1

〃    〃    62 番地

〃    西豊浜町 1585 番地

〃    〃    1915 番地

〃    〃    3071 番地

西 村    實    行

杉 浦    孝    雄

中 西    輝    美

楠 木    義    夫

藤 原    重    男

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 伊勢市有滝町 261 番地     | 廣 山 久 吉 |
| 〃 〃 2027 番地       | 宮 本 伸 二 |
| 〃 〃 2083 番地 1     | 天 白 和 弘 |
| 〃 東豊浜町 4548 番地    | 中 村 豊 治 |
| 〃 〃 1517 番地       | 南 端 泰   |
| 〃 〃 3593 番地       | 北 村 興 正 |
| 〃 〃 1113 番地       | 角 屋 基 行 |
| 退任監事              |         |
| 伊勢市東豊浜町 2078 番地 1 | 有 田 宏   |
| 〃 植山町 74 番地 1     | 角 谷 行 洋 |
| 就任理事              |         |
| 伊勢市植山町 62 番地      | 杉 浦 孝 雄 |
| 〃 〃 38 番地 2       | 鈴 木 規 仁 |
| 〃 西豊浜町 1530 番地    | 梶 野 嘉 彦 |
| 〃 〃 1893 番地       | 中 西 稔   |
| 〃 〃 3681 番地 2     | 佐々木 源 武 |
| 〃 有滝町 261 番地      | 廣 山 久 吉 |
| 〃 〃 2027 番地       | 宮 本 伸 二 |
| 〃 〃 2083 番地 1     | 天 白 和 弘 |
| 〃 東豊浜町 4548 番地    | 中 村 豊 治 |
| 〃 〃 1517 番地       | 南 端 泰   |
| 〃 〃 3593 番地       | 北 村 興 正 |
| 〃 〃 1008 番地       | 豊 田 敏   |
| 就任監事              |         |
| 伊勢市有滝町 252 番地 2   | 中西 甚左ヱ門 |
| 〃 植山町 74 番地 1     | 角 谷 行 洋 |

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 29 年 5 月 30 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

中角土地改良区（度会郡玉城町中角 762）

退任理事

|              |         |
|--------------|---------|
| 度会郡玉城町中角 705 | 沖 塚 正 美 |
| 〃 〃 〃 814    | 松 井 隆 佳 |
| 〃 〃 〃 809    | 角 谷 政 典 |
| 〃 〃 〃 699    | 山 口 隆 久 |
| 〃 〃 〃 815    | 松 井 和 治 |

退任監事

|              |       |
|--------------|-------|
| 度会郡玉城町中角 821 | 北 川 稔 |
| 〃 〃 〃 808    | 沖 塚 尚 |

就任理事

|              |         |
|--------------|---------|
| 度会郡玉城町中角 705 | 沖 塚 正 美 |
| 〃 〃 〃 814    | 松 井 隆 佳 |
| 〃 〃 〃 809    | 角 谷 政 典 |
| 〃 〃 〃 699    | 山 口 隆 久 |
| 〃 〃 〃 815    | 松 井 和 治 |

就任監事

|              |       |
|--------------|-------|
| 度会郡玉城町中角 821 | 北 川 稔 |
| 〃 〃 〃 808    | 沖 塚 尚 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営中山間地域総合整備事業（広域連携型）紀北地区計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

平成29年5月30日

三 重 県 知 事      鈴   木   英   敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成29年5月31日から同年6月27日まで
- 3 縦覧の場所  
尾鷲市役所木のまち推進課（尾鷲市中央町10番43号）  
紀北町役場農林水産課（北牟婁郡紀北町東長島769番地1）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年5月30日

三 重 県 知 事      鈴   木   英   敬

| 工事完了年月日       | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称             | 許可を受けた者の住所及び氏名                                |
|---------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|
| 平成29年<br>5月1日 | 松阪市大黒田町字新田町961ほか及び字水走980ほか2筆ほか | 松阪市大黒田町511-3<br>株式会社セゾンホーム<br>代表取締役 小 島 明     |
| 平成29年<br>5月1日 | 松阪市川井町字下大坪828-1ほか1筆            | 松阪市田村町235-1<br>株式会社アドバンス中央<br>代表取締役 村 井 浩 一   |
| 平成29年<br>5月2日 | 松阪市上川町字丸尾590-4ほか1筆             | 松阪市上川町590-4<br>村 田 豊                          |
| 平成29年<br>5月8日 | 員弁郡東員町大字六把野新田字藪の内168ほか1筆       | 四日市市東坂部町2259-6<br>有限会社ダイトー地所<br>代表取締役 齋 藤 雅 彦 |
| 平成29年<br>5月8日 | 員弁郡東員町大字鳥取字口沢1408              | 桑名市新西方2丁目53 ライフステージA棟<br>102号<br>岩 田 祐 吾      |
| 平成29年<br>5月8日 | 松阪市嬉野天花寺町字清水谷671-4ほか2筆         | 松阪市嬉野算所町512-5<br>協興ツール株式会社<br>代表取締役 水 谷 聡     |
| 平成29年<br>5月8日 | 亀山市田村町字女ヶ坂1370-1ほか18筆ほか1筆の一部   | 亀山市川合町1217-2<br>有限会社シラカワ<br>代表取締役 中 川 賢 一     |



---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---